

# 山梨県公報

第五百五号

令和六年

九月二十六日

木曜日

## 目次

- 救急病院等の認定……………三七一  
○建築基準法に基づく道路位置指定……………三七一  
公 告  
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(二件)……………三七一  
○公共測量の実施(二件)……………三七二  
○公共測量の終了……………三七二  
公安委員会  
○一般競争入札について……………三七二

## 告 示

山梨県告示第二百三十八号  
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。  
令和六年九月二十六日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 長 崎 幸太郎

名称	所在地
上野原市立病院	上野原市上野原三千五百四番地三

二 認定期限 令和九年九月三十日

### 山梨県告示第二百三十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。  
令和六年九月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和六年九月十八日
- 指定道路の位置 南アルプス市野牛島字居村千八百六十一番四、千八百六十二番八、千八百六十七番四、道
- 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇メートル
- 指定道路の延長 五十三・八七メートル

## 公 告

●大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。  
令和六年九月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギノノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号
- 届出の概要  
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ西八幡店 山梨県甲斐市西八幡字浜海道下二千六百一番地一号  
2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号 外二者	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号 外一者

3 変更の年月日 平成二十二年十月三十日

- 三 届出年月日 令和六年八月三十日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和七年一月二十七日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年九月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギノノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号
- 二 届出の概要
  - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ上野原店 衣料館 山梨県上野原市上野原千八百四十二番五 外
  - 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外一者	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外一者

- 3 変更の年月日 令和三年二月一日
- 三 届出年月日 令和六年八月三十日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和七年一月二十七日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により峡東農務事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
令和六年九月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（1級GNSS（スタティック法））地図情報レベル500  
3級基準点網図
- 二 測量の地域 山梨県山梨市の一部
- 三 測量の期間 令和六年九月十七日から令和七年二月二十八日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
令和六年九月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル空中写真撮影）
- 二 測量の地域 山梨県甲斐市大笠地先外
- 三 測量の期間 令和六年八月二日から令和七年三月十四日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により峡東農務事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
令和六年九月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（1級GNSS（スタティック法））地図情報レベル500  
3級基準点網図
- 二 測量の地域 山梨県山梨市の一部
- 三 測量の期間 令和六年七月二十二日から令和六年九月九日まで

## 公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年九月二十六日

山梨県警察本部長 小柳津 明

一 一般競争入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量 マイナンバーカードと運転免許証一体化機器 一式
- 2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間 令和七年三月一日から令和十二年二月二十八日まで
- 4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県警察本部交通部運転免許課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
- (二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
- (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)
- (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百五十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者

を除く。)でないこと。

3 令和六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等(令和六年山梨県告示第五十八号)の一に定める競争入札に参加できる者であること。

四 入札手続等

1 契約事項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇一〇

二〇二 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課免許担当 電話〇五五―二八五―〇五三三

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和六年十月二十三日(水)までの山梨県の休日(以下「県休」という。))を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに四の1の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所 令和六年十一月八日(金)午前十一時 山梨県総合交通センター二階多目的ルーム

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 令和六年十一月七日(木)午後四時までに山梨県警察本部交通部運転免許課担当(郵便番号四〇〇一〇二〇

二 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地)に必着すること。

5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端

数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に

相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、

入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の

行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。))第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定

価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納

めなければならぬ。ただし、規則第八八条の二の規定に該当する者は、これを免

除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から令和六年十月三十一日（木）までの間（県の休日を除く。）午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時までに四の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否 要

6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約であることから、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五―二八五―〇五三  
三）

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Equipment lease to link driver's licenses into My Number Cards, 1 Set

2 Date and time for tender: 11:00AM November 8, 2024

3 Bureau in charge: License Division, Traffic Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 825 Shimotakasuna Minamialps Yamanashi 400-0202 Japan  
TEL 055-285-0533